

平成 23 年 11 月 22 日

各位

一般社団法人フォレストック協会  
理事長 山本 恵一郎

フォレストック認定制度用語定義集の改訂について

拝啓、晩秋の候、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、去る平成 23 年 10 月 24 日に「森づくりにおける森林吸収源・生物多様性等評価基準」（以下、「本評価基準」という。）及び「フォレストック認定制度規定集」（以下、「本規定集」という。）の改訂を実施致しましたが、これを受けて、本規定集第一章第 2 条第（4）項に規定する用語定義集においても加筆修正を行いました。

主たる改訂点は、本評価基準及び本規定集に改訂に合わせた表現及び文言の統一であり、用語定義集の内容には大きな変更はございません。

フォレストック認定制度関係者（認定取得者（認定取得希望者）、森林認証機関、審査機関、販売総代理店、販売代理店、最終取得者及びCO<sub>2</sub>吸収量クレジットの購入希望者等）の方々におかれましては、用語定義集の変更内容につきご確認くださいますようお願い申し上げます。

敬具